

令和4年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第1回臨時会会議録目次

第1号（8月25日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員（10人）	1
欠席議員（なし）	1
説明員出席者	2
議会局職員出席者	2
開 会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第4号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する ることについて	3
閉 会	7
署名議員	9

令和4年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第1回臨時会会議録

議事日程

令和4年8月25日（木）午前9時30分

秦野市議会議場

第1 会期の決定

第2 議案第4号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第2 議事日程に同じ

出席議員（10人）

1番	中村英仁	2番	野々山静香
3番	福森真司	4番	風間正子
5番	阿蘇佳一	6番	中山真由美
7番	相馬欣行	8番	大山学
9番	小沼富夫	10番	高橋文雄

欠席議員（なし）

説明員出席者

組 合 長	高 橋 昌 和	秦 野 市 長 環 境 産 業 部	岩 渕 哲 朗
副 組 合 長	高 山 松 太 郎	伊 勢 原 市 長 經 済 環 境 部	石 田 康 弘
事 務 局 長	内 海 元	秦 野 市 部 策 長 環 境 産 業 部 環 境 資 源 対 策 課	吉 藤 直
(総務課) 総 務 課 長	飯 沼 真 弓	伊 勢 原 市 部 兼 長 經 済 環 境 事 業 課	大 町 徹
庶 務 班 主 幹	進 藤 晋	環 境 美 化 セ ン タ ー 所 長	
(施設課) 施 設 課 長	小 島 正 之		
1 施 設 化 推 進 担 当 課 長	吉 江 正 範		
専 任 技 幹	吉 野 広 幸		
(工場) 工 場 長	小 菅 賢 一		
不 燃 ・ 粗 大 施 設 再 整 備 担 当 課 長	関 原 孝 雄		
施 設 管 理 班 主 幹	今 井 裕 之		

議会局職員出席者

議 会 局 長	小 泉 康 男
議 事 政 策 課 長	吉 田 浩 成
課 長 代 理 (議 事 担 当)	小 泉 祐 介
議 事 担 当 主 査	岩 田 和 剛

午前 9時42分 開 会

○高橋文雄議長 ただいまの出席議員は10人全員の出席を得ております。

これより令和4年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第1回臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○高橋文雄議長 会議録署名議員の指名を行います。

この臨時会の会議録署名議員は、会議規則第90条の規定に基づき、議長において風間正子議員、阿蘇佳一議員を指名いたします。

日程第1 会期の決定

○高橋文雄議長 日程第1 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。この臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋文雄議長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 議案第4号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の育児休業等に関する 条例の一部を改正することについて

○高橋文雄議長 次に、日程第2 「議案第4号・秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて」を議題といたします。

組合長から提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔組合長登壇〕

○高橋昌和組合長 おはようございます。本日ここに、早急な対応が必要な案件について御審議いただきたく、臨時会を招集させていただきました。議員の皆様には、御多用の中、貴重なお時間を頂きましたことに感謝を申し上げます。

それでは、本臨時会に提出した「議案第4号・秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて」を御説明いたします。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本組合職員の育児休業等の取得要件の緩和等をするとともに、字句の整理を行うため、改正するものです。

なお、本条例の施行日は、令和4年10月1日といたします。

以上で本臨時会に提出した案件の説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

〔組合長降壇〕

○高橋文雄議長 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

通告がございます。

中山真由美議員。

〔中山真由美議員登壇〕

○6番中山真由美議員 おはようございます。ただいま高橋議長から発言の許可をいただきましたので、「議案第4号・秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて」質疑させていただきます。

今回、組合長から提案された条例の一部改正は、育児等を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、国家公務員に合わせ、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことを受けてのものと伺っています。

本件に関連した育児休業等に関する条例の一部改正は、令和4年4月1日にも実施しておりますので、今回が2回目となり、様々な制度の変更が生じたものと考えられます。

そこで、まずは現在の育児休業制度と、今回の条例の一部改正後における新たな育児休業制度との主な変更点について説明をお願いいたします。

以上、演壇からの質問とし、二次質問以降は質問者席から質疑させていただきます。

〔中山真由美議員降壇〕

○高橋文雄議長 総務課長。

○飯沼真弓総務課長 中山議員の御質問にお答えいたします。

御質問は、今回の条例の一部改正における育児休業制度の変更点についてであります。変更点は大きく3点ありますので、順に説明いたします。

まず1点目は、取得回数制限の緩和です。女性職員の場合、分娩予定日の前8週間から産後8週間以内は、特別休暇として産前・産後休暇を取得できます。現行の育児休業制度では、このうち産後休暇の時期に合わせて、男性職員のほか養子を迎えた女性職員等を対象に、出生日から57日を経過するまでの間、原則1回の育児休業を取得できることになっています。

さらに、それ以降、正確には出生日から58日目以降は、男女ともに常勤職員であれば子供が3歳に達する日まで、非常勤職員であれば1歳に達する日までの間、原則1回の育児休業を取得できます。

このように、現行の制度では出生日から57日間以内、及び58日目以降の育児休業ともに原則1回までとなっておりましたが、新制度ではそれぞれ2回まで分割して取得することができるようになります。そのため、例えば夫婦共働きの家庭では、時期をずらして交互に育児休業を取得するなど働き方

の選択が広がるものです。

次に、2点目は非常勤職員に係る取得要件の緩和です。現行制度において非常勤職員は、子供の誕生日から57日間以内の育児休業を取得する場合、その子供が1歳6か月に達する日までに任期が満了しないことなどを取得要件としています。

この要件が新制度では、誕生日から約8か月間、正確には57日と6か月を経過する日までに緩和されますので、現行制度に比べ、長期にわたる雇用の継続が明らかでない状況でも、育児休業を取得できるようになるものです。

最後に、3点目は同じく非常勤職員に係る改正となりますが、子供が1歳以降に育児休業を取得する場合における取得要件の柔軟化です。先ほど申し上げましたとおり、非常勤職員は、子供の誕生日から58日目以降に育児休業を取得する場合、その期間は子供が1歳に達する日までとされています。例外として、保育所の利用ができない場合などは1歳到達日の翌日から1歳6か月まで、特別に認められた場合はさらに2歳まで期間を延長できます。

こうした育児休業期間の延長は、いずれも子供が1歳あるいは1歳6か月に到達した日に育児休業中で、かつ到達日の翌日から引き続き休業することを取得要件としておりましたが、新制度では柔軟化されるものです。

具体的には、延長後の育児休業開始日が1歳あるいは1歳6か月に到達した日の翌日に限定されなくなり、さらに特別な事情がある場合は、到達日時点で育児休業をしていなくても1歳以降の取得が認められることとなります。

ただいま申し上げました変更点をはじめとして、育児休業制度を充実させることに伴い、より仕事と育児の両立を図ることができる環境が整えられるものです。

以上です。

○高橋文雄議長 中山真由美議員。

○6番中山真由美議員 それでは、二次質問をいたします。

現在の育児休業制度と条例一部改正後の新たな育児休業制度との変更点については理解いたしました。取得回数制限等の緩和や柔軟化が図られ、夫婦ともにより育児休業を取得しやすい環境が整うとのことです。このように育児休業制度自体は、大きな見直しが図られているものですが、そもそも本条例改正の契機となった一連の法改正は、育児休業取得率の引上げ、特に女性と比べて非常に低いとされている男性の取得率を向上させることが目的であると伺っています。

そこで、国内全体及び本組合において近年の育児休業取得状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○高橋文雄議長 総務課長。

○飯沼真弓総務課長 再度の御質問にお答えいたします。

御質問は、国内全体及び本組合における育児休業の取得状況についてです。まず、国内全体の取得

状況を御説明いたします。厚生労働省が公表している「令和3年度雇用均等基本調査」によりますと、我が国における育児休業取得率は、令和3年度時点で女性が85.1%に達しています。

一方、男性は13.97%と、近年上昇傾向にあるとのことですが、女性に比べて非常に低い水準にとどまっている現状でございます。

こうした状況を踏まえ、政府は令和2年5月に閣議決定した少子化社会対策大綱において、男性の育児休業取得率を2025年に30%まで高めることを目標に掲げ、男性の育児や女性の活躍促進を図るべく、関係法令の改正が進められているものです。

次に、本組合の取得状況を御説明いたします。法令で全職種の公務員を対象とする育児休業が制度化された平成4年度から令和3年度までの30年間に於いて、育児休業が取得可能となった職員は累計で13人、全員男性となります。加えて、現在時点では、全体で31人いる職員のうち2人が育児休業の取得対象となる3歳未満の子供を養育していますが、平成4年度以降に育児休業を取得した職員はおりません。

このように本組合は、市役所等と比べると組織規模が非常に小さく、長期的に見ても取得対象者が少数であることから、なかなか育児休業の取得が進んでいない状況です。

そのため、今回育児休業制度が見直しされた背景やその趣旨を踏まえ、取得状況の改善を目指し、必要な取組を推し進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○高橋文雄議長 中山真由美議員。

○6番中山真由美議員 それでは、三次質問をいたします。

国内及び本組合における育児休業の取得状況については理解しました。国が目標として掲げているとおり、女性だけでなく、男性も育児休業を積極的に取得できるよう努めていくことが事業者、雇主の重要な役目だと感じています。

こうした中、本組合は比較的規模が小さい組織であり、職員構成も市役所等に比べ偏りがあることで、言わば育児休業を取得する対象者自体がなかなか出てこない状況だと思います。

しかしながら、現在も対象者は少数ながら存在することですし、秦野、伊勢原両市からの派遣職員を含め、様々な人の入れ替わりがあることを踏まえ、一事業者として、また社会の牽引役として育児休業を取得しやすい環境を整えておかなければならないと考えます。

この点、ただいまの御答弁では、推し進めていく旨の説明もございましたが、本組合における育児休業取得の促進に向け、どのように取り組んでいくのか、お考えを伺います。

○高橋文雄議長 総務課長。

○飯沼真弓総務課長 再度の御質問にお答えいたします。

御質問は、本組合における育児休業取得の促進に向けた取組の考え方についてです。まず、今回の条例改正に伴い、先ほど説明いたしました様々な育児休業制度の変更点がございますので、制度の趣

旨を含め、職員全体に周知徹底してまいります。

その上で、職員から本人または配偶者の妊娠、出産等について申出や相談があった場合は、育児休業制度やその他利用可能な休暇制度などを人事主管課である総務課から丁寧に説明し、取得促進を図ってまいります。

また、子育てをしていない職員も、制度の仕組みや重要性に対する理解をより深められるよう、職場全体の意識改革を推進してまいります。

さらには、育児休業中の職員に対する円滑な職場復帰の支援、休業期間中の代替要員の確保に努めることで、男女ともに安心して育児休業を取得できる環境を整えてまいりたいと考えているものです。

以上です。

○高橋文雄議長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋文雄議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋文雄議長 これで討論を終わります。

討論なしと認めます。

議案第4号を採決いたします。

議案第4号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋文雄議長 賛成全員であります。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○高橋文雄議長 以上で、この臨時会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで令和4年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第1回臨時会を閉会いたします。

午前 9時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会

議 長 高 橋 文 雄

会議録署名議員 風 間 正 子

会議録署名議員 阿 蘇 佳 一